

旅券記録に見る女性人口移動

—帝国日本から植民地朝鮮へ

宋連玉

1. はじめに

日本軍「慰安婦」問題が歴史観論争の焦点になっている。日本版歴史修正主義といわれる「新しい歴史教科書をつくる会」の描く「慰安婦」像には女性差別・民族差別的な限界を指摘できるが、それに真っ向から対立する韓国の「挺身隊問題対策協議会」の描く「慰安婦」像に、民族主義的な観点が強調されているという批判もよせられている⁽¹⁾。

一方「フェミニズムはナショナリズムを超えられるか」という提言に対しては、マイノリティー・フェミニズムからの反論が寄せられている⁽²⁾。

ナショナリズムとフェミニズムの問題、「慰安婦」制度と公娼制の相関関係を考える際に、日本人「慰安婦」をどう位置付けるかという問題は重要であるにもかかわらず、「慰安婦」問題が広範囲に注目されるようになった過去10余年においても、日本「慰安婦」当事者の証言はもとより、実証的な研究もほとんどなされていない。

帝国の領域拡張に伴う日本人の人口移動を研究した業績⁽³⁾や、「からゆきさん」という名で東南アジア、朝鮮、旧満州、中国へ人身売買された女性の歴史を研究したもの⁽⁴⁾はある。

また農業恐慌と冷害により1930年代に東北地方から多くの若い女性が人身売買され、社会問題になったことについての研究がある⁽⁵⁾。

このように地域やテーマにより個別に女性史研究は進んでいるものの、同時代に生きた日本の東北地方の女性と植民地統治下の朝鮮人女

性の人生との連関性を知りうる研究はまだ十分とはいえない⁽⁶⁾。

本稿では以上のような問題関心にもとづき、外務省に残されている旅券記録を分析することで、帝国日本から植民地朝鮮へと生活の場を移した日本人女性の生活を明らかにしようとするものである。

近代史のなかに埋もれてしまい、忘却されている日本人女性の姿を掬い上げることは、国民国家の枠組みを超えられなかった従来の近代史叙述を批判する作業でもある。日本の近代史はコインの裏側をなす朝鮮、台湾との関わりで見るとは思われるべきだが、と同時に底辺にあったがために近代史の捨石とされ、帝国から辺境へと押しやられた存在も忘却されてはならない。それら全体像を明らかにすることで、初めて近代史叙述がなされたといえよう。

2. 旅券に見る日本人女性の渡航状況

① 『旅券下付数累年比較』に見る清国・ロシア・朝鮮渡航状況

朝鮮に在留した日本人の職業別戸口調査は1903（明治36）年より始められたので⁽⁷⁾、それまでの渡航状況をするために外務省通産局編纂の『旅券下付数累年比較』（自明治元年至同38年）⁽⁸⁾と外務省外交資料館に残されている旅券記録⁽⁹⁾で窺い知るしかない。

もちろん朝鮮へ渡航する人びとがすべて旅券発給を受けていたとは考えられないし、釜山で実業家として成功した大池忠助などのように⁽¹⁰⁾日朝修交条規締結前に対馬から渡航した人についての記録は残されていないが、しかしながら現存する旅券発給記録からどのような人びとがどんな目的で海外へ出ていったのかを概観することができよう。

まず明治20年ごろまでに欧米へ出かけた人びとの中には、歴史の教科書などで名を知られた人物も多く、その大部分は帰国後の恵まれた待遇が約束されていた人びとである。欧米の文明に学んで新しい時代に活躍する人物の実力養成が明治政府の積極的な後押しでなされたことがわかる。

それに対し、中国の上海や朝鮮に出かけた人びとは欧米に行った人

びとは対照的に無名の庶民が多く、確かなビジョンも約束されないままの海外渡航であった。

また1872年の壬申戸籍で国民に苗字を定めることが義務付けられる以前に発給された旅券は、苗字の記載されていないものも少なくない。たとえば上海行きのパスポートで「長崎、吉野清七郎 54歳」「予州宇和島、井関家右衛門 米田忠兵衛」などとある一方で、「備後国大江村、百次郎 25歳」「東京中橋南伝馬町 長吉俣 新吉 21歳」「甲州巨摩郡三ノ輪村 直右衛門 弟 竹次郎 36歳」⁽¹¹⁾とある。同じく上海行きのパスポート発給を受けた初期の女性は長崎丸山町遊郭の「遊女」で外国人に伴われての旅行であったが、欧米人に雇用されて上海やウラジオストクに向かう若い女性がそれに続く⁽¹²⁾。

1866年の関税改定交渉で江戸幕府が外国船への日本人水夫の乗り組みと、在留外国人が日本で雇っていた奉公人を海外へ出国させることを認めたので、当初は外国人の雇い人という形で渡航するものがほとんどであったためである⁽¹³⁾。

朝鮮にむけては、1876年2月に日朝修好条規が締結され、同年10月から対馬の人に限られていた朝鮮への渡航が日本人全体に自由化⁽¹⁴⁾されて以来、旅券発給が増加する⁽¹⁵⁾。

日朝修交条規の2年後の1878年に日本では近代旅券法が確立するが、発給場所により若干異なるとは言え、旅券下付記録の体裁も徐々に整い、旅券番号、人名、満年齢、本籍、身分、渡航事故（事由）、港名、許可年月日、年限、旅券渡し年月日、帰朝年月日、返納年月日が記載されるようになる。

まず東アジア地域への渡航状況を『旅券下付数累年比較』により概観すると、表1のようになる。1884年までは清国（大部分は上海）、朝鮮、ロシア（ほとんどがウラジオストク）への女性渡航者は外の地域への渡航者の85%以上を占めるが、ハワイ官約移民が開始された1885年に25%に落ち込む。しかし日清戦争後、日露戦争後に83%、71%と高い率の渡航者が東アジア地域に戻ってくる。これを朝鮮に限ってみると、1879年、1880年に60%の高い数値を示すが、その他の時期

もほぼ渡航女性総数の4分の1を集めている。男女性別比で見ると清国への渡航で1882年、1883年に女性が男性の数を上回るが、1868年から1905年までに清国・ロシア・朝鮮への旅券発給を受けた男性総数に対し女性は5分の1という極端なアンバランスを見せる。

旅券記録が渡航先別にまとまって残されているのは1881年⁽¹⁶⁾からである。ここで1881年を例にとって清国、ロシア、朝鮮へ渡って行った女性を比較するならば、清国、ロシアへ渡航した女性の平均年齢は22.7歳、21.6歳であるが、朝鮮の場合は26.5歳となる。朝鮮に渡航した女性の平均年齢より清国、ロシアが低いのは、朝鮮への渡航が家族を伴うケースが相対的に多いのに対し、縫針稼、洗濯稼を渡航事由にあげて単身で渡航する若年女性が後者2地域で多いためである。縫針稼、洗濯稼の占める率ももっとも多いウラジオストク行きで見ると、その稼業に従事する年齢は48歳から11歳まで広がりを見せながらも10代が78%、20代が33%と若年に偏重している。縫針稼、洗濯稼は朝鮮への渡航事由としても決して少ない数ではないが、清国では50%、ウラジオストクでは65%を占めている。帰朝年月日の欄には数ヶ月や数年後に帰国したことが記載されている者もいるが、記載されていない者も男女を問わず少なくない。ウラジオストク渡航女性での場合、25%強が記載されていない。また身分的には全員平民出身である。

また朝鮮に出稼で渡航した数ヶ月後にウラジオストクに渡航しているケースも旅券記録に見られる⁽¹⁷⁾。

②渡航事由にみる記録と記憶の懸隔

1880年の海外旅券付与表⁽¹⁸⁾によれば、外務省、すなわち東京で発給した朝鮮行きの旅券は男性181人、女性24人に付与されている。この年にはまだ釜山、元山しか開港されていなかったが、長崎発に比べると女性の比率ははるかに低い。旅券記録によると、長崎発給の旅券では単身渡航する女性が多いのに対し、東京という地域柄から女性たちは官公吏の家族か、その「下婢」であるが、中には朝鮮開港地の女性の少なさに目をつけた売春業者も混じっていた。

明治13（1880）年4月19日に発給された浅草新吉原京町2丁目在住の赤倉藤吉（47歳4か月）、同年5月7日に発給された浅草区新吉原京町1丁目在住の小川アイ（46歳8か月）と小幡松之輔（33歳）はそれぞれ渡航事由を商業として旅券を申請しており、小川は900日間有効のものを許可されている。また小川アイと小幡松之輔は27歳と14歳の養女を同伴している。ちなみに返納、帰国欄は全員が空欄となっている。

小幡がどのような人物で朝鮮へ具体的に何を目的に渡航するのかについては同年5月11日の『有喜世』の記事⁽¹⁹⁾が参考になる。すなわち「先年朝鮮へ貸座敷を開いて当たという中米楼の二の米を踏み、吉原のおでん猫は又同地へ貸座敷を始めるとて、明12日出帆の貫効丸へ、夫小幡松之助と共に乗り込むと言は、棒の余物を占て福を取込目的さ」とあるが、記事の小幡松之助は旅券発給を受けた小幡松之輔であろうし、その妻のおでん猫とは小川アイの養女のでん⁽²⁰⁾のことであろう。1900年に定められた「娼妓取締規則」に18歳未満の者の娼妓稼業を禁じ、娼妓稼業をするために同一戸籍内にある最近尊族親か戸主の承諾を必要としたが、「娼妓取締規則」以前にも以後にも、売春業者は娼妓稼業の条件を満たさないものに対し、養女にするのが通例となっていた⁽²¹⁾。

くだんの小幡（小幡）は明治16年「海外旅券下付（附与）返納表進達一件（含附与明細表）」にふたたび旅券発給されているが、名前は小幡松之助（36歳7か月）、渡航事故は商業となっている。新聞記事の名前と一致することから、明治13年の外務省には小幡と記録されているが、同時代の人びとの生活情報から書かれた新聞記事の小幡のほうが正しいと判断できるのではないだろうか。しかも外務省記録に書かれている商業の具体的な中味が人々に共有されていた当時の記憶から新聞には明らかにされているのである。官公記録資料の限界を示す一例でもある。

1880年春以前にすでに吉原の売春業者が朝鮮に渡っていたことが『有喜世』の記事からもわかるが、ちなみに経営者の代わった中米楼

は新中米楼として新京町2丁目にオープンしている⁽²²⁾。

また『京城発達史』に明治20(1887)年「小川フイは風俗壊乱の廉を以て3年間在留を禁止されたり」という記述⁽²³⁾があるが、小幡を小幡と書き違えているところからも、小川が小幡と同伴した同一人物である可能性は否定できない。同一人物であれば、小川アイは熊本県天草出身である。

また外務省記録では小川アイの旅券返還日の記載が空欄になっているが、同一人物であるなら、小川アイは900日の滞在許可を更新したか、オーバーしているということになる。仁川が開港したのが1883年であるため、小川アイが渡航した当時は京城(現、ソウル)に行くためには釜山から上陸するしかなかったのである。

ここで記録と記憶の隔たりがさまざまな理由から存在することを確認した上で、東アジア地域で渡航事由としてもっとも多かった縫針稼、洗濯稼について考察したい。

1883年1月に開港した仁川において売買春問題は領事を悩ませる難問であったが、政府に有効な取締りと公娼制度の許可を求めて外務省へ送った現状報告に次のようなものもある。すなわち「明治17年2月28日附仁川港小林領事発信吉田外務大輔宛公信第三十一号」に「当港の売淫者は一般普通の売淫とは自ら性質を異にし総て名は洗濯針仕事髪結いの営業に候えどもその実雇主ありて」「その婦女の如きも年期又は人身売買類似の約束を雇主になす者あり」⁽²⁴⁾と。ウラジオストクへのケースから見ても、渡航先の日本人社会での需要を越える縫針稼、洗濯稼従事者がいる。仁川のように公娼制が許可されていない地域での売春業の隠れ蓑として縫針稼、洗濯稼が語られた可能性もある。

『京城発達史』の「明治18年」の記述にも、この年(1885年)の「末には我在留官民は89名に達しこの中婦女は18名に達し半ば妻女なるも他は或いは妾たり酌婦たりしなり」⁽²⁵⁾とある。

渡航事由の要用、商業、縫針稼、洗濯稼が売春と結びつけて解釈できる論拠としては3章の職業比較で論じることにはしたい。

③植民政策と渡航手続きの簡素化

いずれにせよ、渡航目的を要用、商用あるいは縫針稼、洗濯稼とするだけで簡単に旅券発給され、雇主であれ渡航当事者であれ渡航費用さえ準備すれば朝鮮、清国、ロシアへの渡航が可能であった。渡航手続きを簡便にすることで、明治新政府の矛盾を海外に吐き出すことができたからであり、植民の見地からも海外に送り出す必要があったからである。

近代旅券法が確立した1878年3月に外務省布達第一号「海外旅券規則」(1878年2月)の第1条で旅券申請機関を外務省と開港場管庁と定めたが、朝鮮行きに限り広島、山口、島根、福岡、鹿児島、長崎県厳原支庁(対馬)とし、第3条で定められた旅券出願手数料2円を朝鮮国渡来に限り「当分之内」(1881年まで)50銭とした⁽²⁶⁾ために、新政府の下で生活に困窮する人びとにとって朝鮮は期待できる新天地となった。このように旅券発行手続きの簡素化により若い女性にとっても就業機会をとらえるための朝鮮渡航は簡便となった⁽²⁷⁾。

朝鮮在留日本人に対し、明治政府は今日の軽犯罪法といえる違警罪目(釜山は1882年、京城は1887年)や1885年に「密売春」取締りを付け加えた「清国及朝鮮国在留日本人取締規則」(1883年)⁽²⁸⁾で、「安寧妨害」「風俗壊乱」に対処しようとし、1885年から1905年の11年間に前者は484名、後者は132名の在留禁止処分者を出した⁽²⁹⁾。開港直後から朝鮮の商圈は日本が独占し、そのためにも居留民の増加は国策でもあったために、渡航手続きの簡素化は必要であったが、同時にそれに付随して起こる上記のような問題は避けられないものでもあった。

日本と結んだ一連の修交通商条約が関税免除と領事裁判権、日本貨幣使用権を認めていたために、開港以降の7、8年間は日本商人が朝鮮貿易を独占する傾向を見せていた。しかし壬午軍乱(1882年)を契機に清の政治的圧力が強化され、資本と信用面で日本商人を上回る清国商人が浸透してきた。同年には美朝修交通商条約、英朝修交通商条約、独韓修交通商条約、清朝商民水陸貿易章程が締結され、開港場に限定されていた外国人の活動は1882年に50里、1884年に100里、許可

を受ければ内陸地方への旅行、行商が可能となった。

日本人の朝鮮渡航は日本政府の方針として奨励されていたために、旅券の発給には便宜が図られていたのは以上に述べたとおりである。渡航者へは飴とも言える渡航便宜、『違警罪目』という鞭の使い分けがなされたが、その鞭は渡航者を日本へ強制退去罰金を支払わせて朝鮮へ滞在させる方向へと少しずつ軌道修正されていった。

④ 明治29年法律第80号「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」以後の渡航政策

朝鮮における日本と清国の経済圏の対立は日清戦争で火を噴き、日本の勝利で終結した。その結果「朝鮮渡航の希望を抱くもの日に増し」「居留地開闢以来の激増」となった⁽³⁰⁾。渡航者が増加するのに拍車をかけたのが「居留民の一時帰国者は帝国領事館現住証明書によって再渡航許可証が必要なくなったこともある⁽³¹⁾。朝鮮関係の書籍刊行も増大し、各種の朝鮮語学習書も見られるようになる⁽³²⁾。人口の増加に伴って営業者が増加し、芸妓営業税、染物業、人力車業、土方業、ラムネ製造業、焼酎味噌酒製造業などに新税を課すことにより京城居留民会の増収につながった⁽³³⁾。

急激な渡航者増加に伴い生じる問題に対処するために、「清国及朝鮮国在留日本人取締規則」を手直しし、「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」⁽³⁴⁾が制定された。「取締規則」から「取締法」、「日本人」が「帝国臣民」となっているが、第五条と第七条でむしろ「安寧妨害」「風俗壊乱」を犯しても保証金さえ準備すれば在留できる条件が緩和されたともいえる。退去よりも定住の方針が明確に打ち出されたのである。

1900年には韓国への漁業者の旅券を必要としなくなったが、実際には漁業者以外の者も自由渡航していたようである。朝鮮側では日本の朝鮮渡航奨励を次のように見ていた。「釜山港に下陸した日本人は80名だが、様子から皆が労働者に見られるが、日本の警吏の検問に際し、旅券を携帯する者もいるが、大概は旅券を持たずあれこれと弁明をす

るが、警吏の方も別段詰問しないところを見ると、日本政府は自由渡航を奨励しているようである」と⁽³⁵⁾。さらに京城商業会議所会頭の淵上貞助が日清戦争後に提出した海外旅行券下付手続きに関する建議書には「無頼不良の徒又は醜業婦等の渡航を取り締まるには別に方法あるべく在留禁止令もあることに付き、一般の渡航手続きに就いては大いに取り扱いを寛にして、邦人渡韓の便宜を旨とせられんこと」⁽³⁶⁾が要請されていたが、明治政府の方針もこのような要請をくみ上げていたのである。

渡航奨励に拍車をかけたのが日露戦争であり、これを契機に朝鮮は移住先としてさらに喧伝されるようになった。山本倉太郎の『朝鮮移住案内』（民友社）が刊行されたのも1904年のことである。統監府が設置され、日本の朝鮮支配が具体的な青写真として描かれるようになると、日本人居留民に対し、在留禁止と教育費・衛生費の寄付行為者への頻繁な木杯・賞状下賜という、飴と鞭が巧みに使い分けられていったのである⁽³⁷⁾。朝鮮での日本の足場が固まり、在留日本人の数が増えると同時に職種も多様になった。これは女性においても同様に見られる現象であった。

やがて1910年に「韓国併合」を果たすと、在留禁止は営業停止、禁止にとって変わるようになる。

3. 女性の職業比較—日本人、朝鮮人、在朝日本人

朝鮮に暮らした日本人女性がどのように暮らし、日々何を考え、暮らしの現場である朝鮮へどのようなまなざしをむけていたか、引き揚げ体験者の記録から断片的なことを知ることはできる。しかしそれらの書き手の多くが記録するための識字教育を受け、引き揚げた後にも体験をまとめるだけの生活のゆとりをもち、自分の人生を振り返るだけの幸せに恵まれた人びとであった。どんでん返しの人生などといったものは存外少ないことを考えると、朝鮮へ押し出された底辺の人びとの声を聞くことは難しい。

朝鮮へ渡航した人びとの職業別戸口調査は外務大臣訓達により明治36（1903）年より始められた⁽³⁸⁾ので、1904年と1905年の戸口調査は戦争の影響で朝鮮渡航者が激増したために臨時に調査されたものである。

表2は1903年の釜山における「在留本邦人員表」から作成したものであるが、兼業従事者は省略して本業従事者だけを統計に出したものである。

この表によれば下婢34%、芸妓、酌婦で37%となり、これらで全体の71%を、日雇い、裁縫、髪結い、洗濯、で残りの12%を占め、合計するとこれらですでに83%をしめている。専門職としての教師、看護婦、産婆39はそれぞれ1%で合計してもわずか3%に満たない。さらに女性人口総数（4816人）から比率を出せば、教師0.1%、産婆0.1%、芸妓・酌婦5%、下婢4.7%、日雇い、裁縫、髪結い、洗濯で1.6%となる。また身分をあらわした第3表によると士族が平民との対比で14%にあたる。この数は1876年の士族の比率5.5%をはるかに超えるものである。新時代に既得権に与られなかった多くの士族が新たな利権を求めて朝鮮に渡ったことをこの数字は物語っている。

表4は統監府統計年報により作成したもので、男女の本業・家族を分けて数字を出しているものから女性だけをとりあげている。1906年の本業で見ると、芸娼妓・酌婦の合計が全体の49.2%、雑業が16.2%、商業が20.2%、産婆は1%、教員は0.5%となる。1910年と比較しても、芸娼妓の比率は48.2%と高いが、教員比率も1%にまで倍増している。

これを朝鮮で国勢調査がなされた1930年の統計結果を使って、在朝日本人、朝鮮人と比較すると表5、6のようになる。在朝日本人の農耕従事者は朝鮮女性の79.8%、日本内地の日本人の郡部70.1%、市部の5.7%より低い4%である。最も高いのは52.0%を占める商業であるが、日本内地の郡部10.2%、市部の34.4%よりはるかに高い。ちなみに朝鮮人女性は5.9%である。有業者比率で見ると、在朝日本人女性は接客業が28.65と高く、次に商業22.6%、農業11.8%の順となる。朝鮮人女性の場合は農業72.4%、蚕業6.7%、紡織5.8%となる。無業

者の比率は日本人女性のほうが朝鮮人女性よりはるかに高いが、これは扶養を受けられる経済的余裕の相対的高さと解釈できるだろう。

総じて在朝日本人は郡部より市部、すなわち都市に多く暮らす、女性の接客業に従事する比率の高さは開港後の居留地と変わらない。前章で見た1880年代の渡航事由で、縫針稼、洗濯稼、商業が部分的に売春業の隠れ蓑となっていると解釈するゆえんである。

それに対し、教育従事者は在朝日本人女性が2.7%、日本内地女性が0.9%、朝鮮女性は0.05%である。医師、産婆、看護人を含んだ医療従事者は在朝日本女性が5.8%だが、朝鮮女性は0.02%となる。日本内地女性は産婆と看護人を加えて1.1%となる。この結果から専門職において在朝日本人女性のほうが高い比率を示している。

以上の分析から、在朝日本人女性の階層格差は日本内地のそれより大きく、扶養家族にあるか、専門職に従事するか、あるいは商業、接客業に従事するといった極端な開きが見られる。植民地においては日本内地で見られた以上の階層間の乖離が存在し、その階層間格差ゆえに記録を残せる女性たちに不可視の存在として底辺の日本人女性が存在した。植民地朝鮮では民族、階級による住み分けが幾重にもなされたが、階級間の断絶は民族間の断絶以上に互いの存在を見えないものとしてしまったといえるだろう。

4. 在朝日本人女性の暮らし

開港後最初に朝鮮に渡った女性は誰か。

高崎宗司氏は難波専太郎の『朝鮮風土記・上巻』の「明治初年頃は朝鮮に行こうとしてもなかなか渡れなかった。男であってさえそうだから、まして女等は先ず行けないと言って過言でない。ところが明治9年に日韓修交条約が締結されて、時の海軍大軍医矢野義徴氏が奥さんや女中を伴われて着任された。…(中略)…その次に女を伴って来たのが大倉組みの富田重五郎氏で、」⁽⁴⁰⁾を引用して1876年に最初に朝鮮に渡ったのが矢野義徴の妻と女中だと述べている⁽⁴¹⁾。『旅券下付数累

年比較』で1876年に朝鮮行きの旅券を2通発給したとあるので、旅券を携えて渡航したのはこの二人の女性かもしれないが、難波専太郎の記述は大池忠助という対馬出身で1876年以前から朝鮮に渡っていた者からの伝聞にもとづいているので、資料の信憑性は確かではない。1977年の陰暦1月に朝鮮政府は日本の外務省に日本商人の家族同伴入国禁止を要請しているが、家族を同伴する日本商人がいたために出された要請ではないだろうか。ともあれ、ほぼ同時期に長崎港から商用、要用、縫針稼などの名目で無名の女性が朝鮮に渡っているだろうが、大池忠助のような成功した実業家には下層階級の後者の姿を映し出されなかっただろうし、当事者によっても自らの記録を残すということは不可能であったろう。

朝鮮での生活記録が残されている女性はほとんどが上層階級に属しているが、その中でも奥村五百子や淵沢能恵は有名である。奥村五百子は肥前国（長崎）唐津出身で、東本願寺派住職の家族として布教するために1896年に朝鮮に渡っている。全羅道光州で養蚕・農業指導の実業学校を設立と「日本村」建設を試みるが、地元朝鮮人の激しい抵抗あって計画は頓挫した。帰国後、1901年に「愛国婦人会」を創立している。

奥村五百子は1898年に貴婦人会結成の志半ばで日本に戻るが、淵沢能恵は1906年に創立された韓日婦人会の総務として活躍した。1905年春に朝鮮へ渡航した淵沢は日本人女教員の先駆けとなり、淑明女子大学の前身である淑明高等女学校、淑明女子高等普通学校の学監を務める傍ら、矯風会朝鮮支部長、組合キリスト教会長などを務めた⁽⁴²⁾。淑明女子高等普通学校に学んだ小説家、朴花城も自伝『吹雪の運河』⁽⁴³⁾で学監の淵沢能恵について触れている。

淵沢以外にも近代的女子教育を進めるにあたり、多くの日本人女性が動員されていることが当時の新聞記事から窺い知れる。

長崎市の女子学校の教員、斎藤多賀子は朝鮮で女子教育の必要性を説く講演を行っている⁽⁴⁴⁾。大邱（慶尚北道）で新設された養成女学校では西山熊助夫人⁽⁴⁵⁾が、木浦（全羅南道）での新設女学校には朝鮮語

にも精通した横山女史⁽⁴⁶⁾が教師として招聘されている。

国立漢城女学校でも学監に赤穂千春⁽⁴⁷⁾、翌年には10名の日本人教員が招聘される⁽⁴⁸⁾が、その内、板野徳は一年足らずで結婚退職をしている⁽⁴⁹⁾。

女性が職業婦人として自立でき、なおかつ当時の女性の専門職といえるのは助産婦であるが、助産婦養成所も朝鮮の高官夫人の後援で1910年に創立される⁽⁵⁰⁾。ここでも教授陣に日本人女性が迎えられるが、朝鮮人との軋轢からすぐに退職する者もいた。

女子教育においても朝鮮では日本の近代化に範を求めたが、そのために教育理念やカリキュラムにおいて日本の良妻賢母主義が導入される一方で、各現場で民族的対立も生まれている。

朝鮮で暮らした日本人女性との交流が実現したのは、朝鮮人女性でも親日派といわれる上層に属する人びとで、それ以外の日本人女性は「日本街」「日本村」のゲットーを形成して日本の生活様式をそのまま持ち込んで暮らした。朝鮮にたくあん、おでん、海苔巻といった食文化が朝鮮人の食生活に浸透したが、キムチが在朝日本人の食卓に上ることはほとんどなかった。

5. おわりに

女性、民族、階級という切り口から在朝日本人女性と朝鮮人女性の関係を考察すると、女性という共通項は民族の前に有効ではなかった。しかし民族という断絶以上に階級という断絶も否定すべくもないほどに障壁となっていた。すなわち同じ日本人女性でありながら、階級が異なっていることで互いに存在することすら知らず、見えなかった。もちろん上層女性の存在は庶民の女性にはメディアなどを通じて流通し、情報が上流から下流に一方的に流れたために、下層の女性たちは反発や憧れをないまぜにして上層の女性の姿を断片的に知っていたであろう。しかし上層の女性たちは逆に下層の女性の存在すら知らずに暮らすことができた。

日本人女性の引き揚げ体験記に登場する底辺女性は、往々にして家事使用人として雇用されていた朝鮮人女性の姿である。

歴史を記録する術と情報を独占していた側、すなわち教育を受けられる女性にとって「縫針稼」「要用」「芸娼妓・酌婦」の在朝日本人女性の姿は可視的でなかった。存在はしても同性の記録者には見えない存在であったがために、記録の中で存在しないものとなってしまった。彼女たちのその後の人生についても断片的に研究がなされているに過ぎない。

本稿で見たように、日本の女性は明治初期から貧しさに比例して朝鮮、清国、あるいはウラジオストクへと遠隔地に出稼ぎに行ったが、彼女たちの歴史は旅券記録に破片として残されているだけである。そして朝鮮をはじめとする海外へ出稼ぎに行った日本人女性相互の階級間の断絶は内地のそれをはるかに超えるものであった。

専門職にある日本人女性たちは男性社会である植民地では数少ない「帝国臣民」の女性エリートであるために本国以上に既得権に与かり、優遇されたが、とくに教育は衛生と並んだ帝国の基幹事業であったために、頻繁な褒賞などを通して特別な任務を自覚させられた。ゆえに当事者の女性が皇国思想や当時のジェンダーバイアスをよりいっそう内面化することが求められた。社会的、経済的格差に加えて思想的な面においても彼女たちが母国の最底辺から押し出された女性たちに向けるまなざしは植民地においてはいっそう冷ややかで、双方のあいだに横たわる断絶はより深いものがあった。記録する術と力をもつ側にいた女性たちはしかしながら階級的偏見とジェンダーバイアスから娼妓たち、底辺女性の存在に心を留めず、同時代に生きた同胞女性の歴史を書き留められなかった。

最底辺の女性を救済しようと人道的活動を展開し、日本内地から遠くウラジオストクまで活動の場を広げた娼妓活動家たちにより、貴重な記録が『廓清』『婦人新報』などに残されているが、彼／彼女らですら売春をする底辺女性への卑賤視から免れなかったために、日本社会が高度経済成長を成し遂げ、日常生活から貧困が見えなくなると、

いつしか歴史の記憶が継承されなくなり、封印されていったのである⁽⁵¹⁾。

表2 女性職業（本業）

学校教師	5	1
穀物商	1	0
酒・醬油小売	3	0
古物商	8	1
呉服	2	0
陶器	2	0
小間物雜貨	7	1
荒物	3	0
金貨	1	0
青物果物	4	1
菓子	7	1
砂糖	1	0
産婆	7	1
按摩・鍼灸	1	0
看護婦	5	1
旅館	4	1
下宿	6	1
料理屋	10	2
飲食店	10	2
鳥獸肉	2	0
豆腐	1	0
芸妓	182	27
酌婦	68	10
遊芸稼	5	1
湯屋	3	0
海士	4	1
船乗り	20	3
下碑	230	34
日雇い	25	4
裁縫	20	3
洗濯	12	2
屠牛	1	0
履物	2	0
理髪	2	0
女髪結い	21	3
	685	100%

（出典）外務省外交資料館所蔵
1-6・-H7-1「韓国各港駐在帝
国領事館管轄内情況取調一件、
京城、釜山、馬山」
1903年釜山日本居留地戸別表

表3 釜山日本居留地戸別表

1903年12月末				
	戸数	男	女	合計
士族	264	598	480	1,342
平民	1,853	5,371	4,336	9,707
	2,117	5,969	4,816	11,049

（出典）外務省外交資料館所蔵1-6-1-17-1

「韓国各港駐在帝国領事館管轄内情況
取調一件京城、釜山、馬山」
1903年釜山日本居留地戸別表

表4 在朝日本人女性職業別人口

	1906		1907		1908		1909		1910	
	家族	本業								
官吏	2,524	6	4,002	1	5,024	0	7,631	0	10,415	5
公吏	207	5	273	0	537	0	574	0	1,477	0
教員	169	32	194	27	340	33	426	69	783	93
神官	8	0	11	0	13	0	13	0	28	0
新聞雑誌記者			133	0	159	0	150	1	164	0
僧侶・宣教師	60	0	48	0	80	0	129	0	127	1
弁護士及 訴訟代理人	42	0	28	0	60	0	70	0	117	0
医師	393	1	301	1	475	1	552	1	671	4
産婆	32	68	54	80	6	121	25	152	75	171
農業	1,485	147	1,209	59	1,904	230	2,079	152	3,009	261
商業	13,262	1,259	13,508	1,232	18,569	3,300	25,469	1,458	21,292	1,084
工業	3,753	68	4,224	54	4,570	97	5,809	212	7,808	137
漁業	717	142	708	38	1,145	0	1,439	20	1,978	213
雑業	7,032	1,007	6,760	1,002	6,481	593	6,939	1,024	14,134	1,517
芸娼妓・酌婦	303	3,063	34	2,562	3	4,238	4	3,941	229	4,093
労力	3,265	244	3,525	172	5,574	473	4,143	589	5,744	578
無職業	1,197	183	1,999	73	1,841	156	2,730	399	2,243	341
合計	34,469	6,225	37,011	5,301	46,781	9,242	58,182	8,018	70,294	8,498

(出典)『統監府統計年報(第一次)』(明治40年)『朝鮮総督府統計年報』(大正元年)

注1. 新聞雑誌記者の項目は1907年からである

表5

	①日本女性	朝鮮女性	②日本	朝鮮
農業	30.4	260.1	4.0	79.8
水産業	1.4	2.2	0.7	0.6
鉱業	0	0.1	0.0	0.0
工業	11.7	27.8	6.0	0.9
商業	101.5	19.1	52.0	5.9
交通業	8.1	0.1	4.0	0.0
公務・自由業	25.6	1.3	4.2	0.4
家事使用人	14.1	8.8	7.2	2.7
その他の有業	2.2	6.6	1.1	2.0
無業	805	673.9		

注1. ①は総人口の比率,1000分比

②は有業者比率,100分比

表6 本業人口割合（1930年国勢調査）

①日本女性		朝鮮女性		②日本	朝鮮
接客業従事	55.8	農耕従事	235.9	28.6	72.4
商業従事	44.1	蚕業従事	21.9	22.6	6.7
農耕従事	23.1	紡織従事	19	11.8	5.8
家事使用人	14.1	商業従事	10	7.2	3.1
医療従事	11.5	接客業	9.1	5.8	2.8
通信に従事	7.2	家事使用人	8.8	3.7	2.7
蚕業従事	6	その他の有業	6.6	3.1	2.0
教育従事	5.3	木竹蔓製造	5.2	2.7	1.6
被服製造従事	4.3	畜産従事	2.2	2.2	0.7
飲食嗜好品製造	4	漁業従事	2.2	2.0	0.7
官吏雇用員	2.9	無業	672.3	1.5	
無業	802.8				

表5・表6の出典『昭和5年朝鮮国勢調査報告』

外務省通商局編纂『旅券下付数累年比較（自明治元年 至同38年）』大正10年9月刊行。

表1

	朝鮮		清		北米		露		その他		合計		総計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
1868—75	1821	144	1050	164	557	39	90	0	748	24	4266	371	4637
1876	78	2	224	60	123	5	70	30	113	4	608	101	709
1877	479	26	204	95	33	2	59	12	89	3	864	138	1002
1878	401	144	205	66	53	4	55	7	193	12	907	233	1140
1879	450	210	205	114	35	2	37	13	61	6	788	345	1133
1880	623	311	156	121	41	7	76	46	116	13	1012	498	1510
1881	311	123	124	95	53	2	198	108	43	10	729	338	1067
1882	335	113	153	244	55	5	147	100	103	19	793	481	1274
1883	417	142	173	219	53	6	100	146	122	12	865	525	1390
1884	368	89	344	116	277	7	72	34	221	26	1282	272	1554
1885	316	91	214	13	278	34	91	27	2049	348	2948	513	3461
1886	588	254	275	90	319	13	134	50	999	285	2315	692	3007
1887	836	282	439	78	445	16	204	46	2062	327	3986	749	4735
1888	1080	352	254	63	722	35	27	4	3321	694	5404	1148	6552
1889	1284	429	286	87	545	54	201	59	4007	820	6323	1449	7772
1890	1363	427	303	87	556	55	214	59	4041	1061	6477	1689	8166
1891	2339	761	275	103	1321	140	514	68	6490	1607	10939	2679	13618
1892	1567	598	409	183	2267	77	791	150	3609	767	8643	1775	10418
1893	1275	501	475	152	1854	124	911	186	7109	1082	11624	2045	13669
1894	5250	815	285	117	1416	81	1109	309	6356	988	14416	2310	16726
1895	8233	2158	1277	233	945	104	3476	1245	4102	638	18033	4378	22411
1896	3753	992	721	159	1645	119	6906	271	11138	1861	24163	3402	27565
1897	3338	1209	4512	76	1798	147	4594	305	6582	1296	20824	3033	23857
1898	3762	1225	2724	205	2788	148	3043	332	16301	2769	28618	4679	33297
1899	3659	1042	1600	373	6539	403	3384	617	27620	5820	42802	8255	51057
1900	3201	1126	6973	566	10155	407	5159	660	12037	1055	37525	3814	41339
1901	3654	1189	4931	755	1858	128	4416	487	5900	716	20759	3275	24034
1902	3541	717	5000	1005	4866	349	3504	377	13717	1126	30628	3574	34202
1903	2388	638	4366	1091	4676	420	3861	493	13699	1268	28990	3910	32900
1904	4477	636	2825	477	3252	238	0	0	13645	1045	24199	2396	26595
1905	496	27	4558	698	2569	555	202	28	9008	1325	16833	2633	19466
合計	61683	16773	45540	7905	52094	3726	43645	6269	175601	27027	378563	61700	440263

註

- (1) 山下英愛「韓国における「慰安婦」問題解決運動の位相」『戦争責任研究』34,35号
- (2) 日本の戦争責任資料センター『ナショナリズムと「慰安婦」問題』青木書店、1998年。
- (3) 木村健二『在朝日本人の社会史』未来社、1989年。今野敏彦・藤崎康夫『移民史ⅠⅡⅢ』新泉社、1996年。
- (4) 宮岡謙二『娼婦 海外流浪記—もうひとつの明治』三一書房、1968年。森崎和江『からゆきさん』朝日新聞社、1976年。倉橋正直『北のからゆきさん』共栄書房、1989年。山崎朋子『サンダカン八番娼館』筑摩書房、1972年。
- (5) 山形県・山形県女性の歩み編纂委員会『時を紡ぐやまがたの女性たち』みちのく書房、1995年、参照。
- (6) 朝鮮に戦後も住み続けた女性の記録として、藤崎康夫『棄民』（サイマル出版社、1972年）、上坂冬子『慶州ナザレ園』（中央公論社、1982年）がある。
- (7) 外務省警察史「公使領事官歴任、管轄区域在留邦人ノ戸口 韓国の部」高麗書房版、622頁参照
- (8) 大正10（1921）年9月刊行。
- (9) 外務省外交資料館所蔵「旅券」1. 5. 6
- (10) 「開港五十年を迎えて余は最も感慨無量」『釜山開港五十年紀念号』大正八（1919）年 釜山府、29-31頁。
- (11) 海外旅券勘合簿 1巻 長崎之部 3. 8. 5. 5-1
- (12) 注11に同じ。一例をあげると「辰（1868年）4月14日出立、同9月帰国 上海外国人御連 丸山町 司 辰22歳」「辰2月13日出立 同9月15日帰国 上海外国人御連 丸山町 羽山 辰22歳」これ以外にも同じようなケースで丸山町「遊女」が上海に数ヶ月の期間滞在している。欧米人に雇用されるケースは「東京麻布谷町 大和屋辰右衛門厄介 てい」「英人ヒョンスニ雇レ 上海行当県（長崎県）下萬屋町商 山賀国八 次女 国 18歳」「仏人

アンリニ雇レ 露国ウラジオストック行 石川県 山下シテ 21年8ヶ月」などが見られる。

- (13) 鈴木讓二『日本人出稼ぎ移民』平凡社、1992年、12頁。
- (14) 木村健二前掲書、1989年、33頁。
- (15) ただし、旅券という名称が用いられるのは近代旅券法が確立した1878年からである。(柳下宙子「戦前期の旅券の変遷」『外交資料館報』12、1998年、参照)
- (16) 海外旅券下付(附与)返納表 明治14年府県渡し 3.8.5.8
- (17) 畠山カ子(熊本県出身、平民、19歳)は明治14(1881)年4月8日に朝鮮行きの旅券を発給されているが、同年6月3日にウラジオストック行きの旅券発給を受け、2年後の10月に帰国している(「海外旅券下付(附与)返納表進達一件(含附与明細表)明治14年」3.8.5.8)
- (18) 外務省外交史料館所蔵、海外旅券下付返納表進達一件、明治13年、3.8.5.8
- (19) 『新聞集成 明治編年史』4巻、同編纂会編、東京財政経済学会、1935年。
- (20) 国際日本文化研究センター主催「日本の植民地支配—研究と課題」シンポジウム会場で並木真人氏のご指摘で小幡とでんの関係が判明。
- (21) 拙稿「朝鮮「からゆきさん」」『女性史学』4号、17頁参照。
- (22) 『全国遊廓案内』昭和5(1930)年(『近代庶民生活誌』第14巻、三一書房、1991年)。
- (23) 『京城発達史』京城居留民団役所、明治45(1912)年、35頁。
- (24) 『外務省警察史 韓国の部』「条約及び同関係法令」(『韓国警察史』、第1巻、427~428頁、高麗書林、1989年)ただし現代かな遣いに変えて表記した。
- (25) 同上、30頁。
- (26) 『法令全書』明治11年3月外務省布達第2号、同年3月外務省達無号。

(27) 注11に同じ、1879年に長崎県出身の高村婦美（14歳）、本田和佐（20歳）、道上喜与（16歳）、広佐古与志（19歳）は朝鮮行き旅券申請目的を縫針稼としており、高橋亀（26歳）は要用としている。その他、縫針稼1人、要用で10人が旅券を得て朝鮮に渡っている。

(28) 明治16年第9号布告（明治18年第26号第一条改定）。

第一条 朝鮮国及朝鮮国駐割の領事は在留の日本人該地方の安寧を妨害せんとし若くは風俗を壊乱せんとする者又は其の行為に依り該地方の安寧を妨害し若くは風俗を壊乱するに至るべき者と認定する時は一年以上三年以下在留することを禁止すべし但其の情状に由りては其の期限間相当の保障金を出さしめることを得

第二条 在留を禁止せられたる者は十五日以内に退去すべし若し期限内退去し難き正当の事由ありて其の旨を申し立る時は領事は相当の猶予期限を与えることを得

第三条 保証金を出したる者再び第一条の挙動ありと認定する時は領事は其の保証金を没収し仍お在留を禁止すべし

第四条 退去期限若くは猶予期限内に退去せざる者及禁止期限を犯したる者は十一日以上一月以下の重禁固に処し二円以上百円以下の罰金を付加す

第五条 この規則の処分に対しては上訴をゆるさず
（原文はカナ混じり文）

(29) 拙稿「朝鮮「からゆきさん」」（『女性史学』1994年第4号）参照。

(30) 同上、74～75頁。

(31) 木村健二前掲書、21頁参照。

(32) 国会図書館所蔵に『新撰朝鮮会話』『實用朝鮮語』『朝鮮会話編』がある。

(33) 同上、74～75頁。

(34) 『法令全書』

第一条 朝鮮国及朝鮮国駐在の領事は在留の帝国臣民該地方の安寧を妨害せんとし又は該地方の風俗を壊乱せんとする者

あるときは一年以上三年以下在留することを禁止すべし

第二条 在留を禁止せられたる者は十五日以内に退去すべし若し期限内退去し難き正当の理由ありて其の旨を申し立つるときは領事は相当の猶予期限を与えることを得

第三条 在留禁止の命令を受けたる者其の命令に対し不服あるときは命令を受けたる日より三日以内に領事を経て外務大臣若は駐割帝国公使に該命令取り消しの申請を為すことを得 但しこの場合に於いては其の命令の執行を停止せず

第四条 前条の申請をうけたるときは外務大臣若は駐割帝国公使は其の事実を審査し領事の命令を認可し若は之を取り消すべき命令を為すべし其の命令は確定のものとする

第五条 在留を禁止せられたる者営業上若は其の他の關係に於いて其の地去り難き事情ありと認むるときは領事は其の期限間相当の保証金を出さしめ在留せしむることを得

第六条 保証金を出し在留の許可を得たる者其の期限内再び第一条の挙動ありと認定する時は其の保証金を没収し仍お在留を禁止すべし

第八条 在留禁止を命せられたる者改悛の状あるときは領事は何時にても職権に依り又は所轄地方長官の証明に依り該命令を取り消すことを得

第九条 退去期限若くは猶予期限内に退去せざる者及禁止期限を犯したる者は十一日以上一月以下の重禁固に処し二円以上百円以下の罰金を付加す

(原文はカナ混じり文)

(35) 『高宗時代史 5』1901年12月23日。

(36) 前掲『京城発達史』103頁。

(37) 『統監府公報』にみると在留禁止よりむしろ木杯授与が頻繁に見られ、勝利を背景に自信をもって居留民を取り込み始めているのがわかる。

- (38) 『外務省警察史 韓国ノ部』「管轄区域在留邦人ノ戸口」622頁。
- (39) 日本では1899年に「産婆規則」が制定され、従来産婆業を為してきた人たちは新たに許可証を得なければならなくなる。
- (40) 建設社、昭和17（1942）年、69頁。
- (41) 『植民地朝鮮の日本人』岩波書店、2002年、5頁。難波専太郎は義徳と誤記し、高崎氏もそのまま引用しているが、旅券記録などでは矢野義徳となっている。
- (42) 任展慧「朝鮮統治と日本の女たち」『女と権力』平凡社、1978年、参照。
- (43) 女苑社、1964年。
- (44) 『大韓毎日申報』1906年12月15日
- (45) 同上、1907年9月20日
- (46) 『皇城新聞』1908年4月26日
- (47) 同上、4月23日
- (48) 同上、1908年5月5日
- (49) 同上、1909年9月8日
- (50) 『大韓毎日申報』1910年1月11日
- (51) 例外的な業績として森崎和江の『からゆきさん』を挙げることができる。森崎は植民地朝鮮で生まれ育った植民2世として、記憶においても複眼的観察においても、戦後の日本の記憶喪失を鋭く問いかけている。

要約

외무성 외교자료관에 소장된 여권기록에 의하면 명치시대 초기에 구미제국에 간 사람들은 역사에 이름을 남긴 유명인사가 많으나, 조선이나 중국, 러시아에 건너간 사람들은 초기부터 무명의 서민들이었다. 거기서는 성별비율로 볼 때 여자는 남자의 20%밖에 안되는 불균형을 보였다. 이런 남녀 비율의 불균형은 매춘업자들에게는 아주 매력적인 시장으로 보였으며 실지로 젊고 가난한 여

성들이 바느질이나 빨래질이란 도항목적으로 여권을 쉽게 얻어 중국이나 러시아, 그리고 조선으로 떠났다. 일본 국내에서 못사는 빈민들에게 생활의 방도를 마련해준다는 이유로도 또 일본이 군사적으로 진출하는 외지에서 식민하는 목적으로도 일본 외무성은 여권 발급 절차를 갈 수록 간편하게 했다. 더군다나 조선에 대해서는 국책으로서 일본인 도항을 장려했으며 그러기 위해서는 매춘업도 제한은 커녕 쓸모 있게 다스렸다.

식민지 조선에서 생활한 일본 여성은 많은 빈민층과 적은 숫자이지만 교사, 의료종사자와 같은 전문직 여성으로 나눌 수 있다. 식민지 내 일본인 사회는 일본 내지에 비하면 계층 분화가 더 심화된 사회라고 할 수 있는데 황국정책을 추진하는 역할이 기대된 지식인 여성들에게는 매춘업에 종사하는 빈민여성들의 존재는 애당초 안 보였으나 본다 하더라도 혐오와 멸시의 대상이 되었을 것이다.

전후 일본 근대사 서술에 식민지 인식이 결여된 것과 마찬가지로 근대의 희생자로 사라진 빈민여성들의 삶도 기억되지도 기록되지도 않았다.